

食中毒の発生について

平成27年9月10日
京都府健康福祉部
生活衛生課 TEL:075-414-4759
京都府中丹東保健所
環境衛生室 TEL:0773-75-1156

9月7日(月)、中丹東保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、中丹東保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

なお、この1週間で3件の食中毒事例が発生していることから、別添により緊急の食中毒注意報を発令しましたので、食中毒予防について広く府民お知らせ頂きますよう、ご協力よろしくお願ひします。

1 探知の概要

9月7日(月)午後6時30分頃、綾部市内の事業所職員から中丹東保健所に対し、「飲食店を利用した者が多数、発熱、下痢、腹痛等を発症している。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後1時現在)

- (1) 初発日時 9月5日(土)午前8時頃
- (2) 有症者 ・ 1グループ39名中19名(男性6名:24~52歳、女性13名:21~52歳)
・ うち、12名が医療機関を受診(1名入院)、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 発熱、下痢、悪寒、腹痛
- (4) 病因物質 サルモネラ属菌
- (5) 原因食事 9月4日(金)に飲食店が夕食として提供した食事
〔主なメニュー 巻き寿司、酢物、揚げ物、治部煮、卵焼き、焼き物、蒸し鶏
生野菜、羊羹 等〕

3 原因施設

- (1) 屋号 よろずや 萬屋 (飲食店営業)
- (2) 所在地 綾部市本町3丁目18番地
- (3) 営業者 うめはら ちかこ
梅原 千佳子

訂正
萬家(よろずや)

4 原因施設の特定期理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみ
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、有症者2名の検便からサルモネラ属菌を検出
- (3) 施設従業員1名の検便からサルモネラ属菌を検出
- (4) 有症者の症状とサルモネラ属菌による食中毒症状が類似
- (5) 患者を診察した医師から食中毒の届出

5 中丹東保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(9月10日から9月12日までの3日間)

※ なお、営業者は9月7日(月)から営業を自粛しています。